

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・
定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

募集

参加者募集
農兵節パレード

三嶋大祭りの農兵節パレードに参加しませんか。
時8月17日(木)午後3時（午後2時40分集合）
場三嶋大社駐車場集合
対年齢・性別不問、自前の浴衣・草履で当日踊れる人
注祭り当日のパレードに飛び入り参加はできません。事前申込みの上、下記いずれかの事前練習会に必ずご参加ください。



▲昨年度農兵節パレードの様子

■事前練習会

時①7月28日(金)午後3時30分

②8月7日(月)午後7時

③8月11日(金・祝)午後7時

場①中郷文化プラザ 多目的ホール

②③商工会議所1階 TMOホール

申・問7月25日(火)までに三嶋農兵節普及会事務局（三嶋市観光協会内）☎971・5000

FAX 971・8882

催し

短編映画「しゃぎり」
上映会&トークイベント

三島市周辺在住の学生がプロの映画スタッフ指導のもと市内で撮影した短編映画「しゃぎり」が、アジア最大級の国際短編映画祭「ショートショート フィルムフェスティバル&アジア 2023」にてジャパン部門に入選しました。これを記念し、上映会およびトークイベントを開催します。ぜひご家族でお越しください。

時7月22日(土)午後1時～6時

場商工会議所1階 TMOホール

内セレモニー、監督・ワークショップ参加者を交えたトークイベント、映画上映・メイキングムービーの上映（複数回上映）

問三島市観光協会

☎971・5000

問商工観光課☎983・2656



▲「しゃぎり」メインビジュアル



◀予告編動画はこちら

募集

テーマは「来て・見て・感じて♪人も街も“三島のいいね”」
令和6年版市民カレンダーの写真を募集します



◀詳細はこちら

令和6年版の市民カレンダーに掲載する三島の魅力を表現した写真を公募します。

募集テーマは「来て・見て・感じて♪人も街も“三島のいいね”」です。市内で撮影した四季折々の写真をお待ちしています。あなたが三島で感じた素敵な一枚を、自由な感性・発想で応募してください。

■応募資格

市内外を問わず、どなたでも応募できます。

■応募規定

▶応募者本人が三島市内で撮影した写真で、未発表のもの（デジタルカメラで撮影したもので、JPEG形式でデータを提供できるものに限る）

▶1人10点まで※掲載は応募者1人につき1点

■応募方法（①または②）

①電子申請 市ホームページに記載の電子申請フォームから応募

②プリント写真 写真店などでプリントしたL版の裏面に応募用紙（市ホームページでダウンロード可）を貼り付け、直接または郵送

■応募上の注意事項

▶市ホームページなどに掲載する「募集要項」を確認の上、応募してください。

※応募をもって、注意事項などに同意したものとします。

▶応募作品の著作権は応募者に帰属します。

※市民カレンダーへの掲載以外にも、市は無償で作品を公式ホームページやフェイスブック、インスタグラムなどでの配信、テレビ放映、広報紙やポスターなどでのPR素材として利用します。

▶応募作品に関して肖像権や著作権など第三者の権利の侵害が認められた場合、応募者本人がその責を負うこととします。

申・問9月8日(金)までに作品と応募用紙を、電子申請、直接または郵送で広報課☎983・2620

☎411・8666 北田町4・47



▲令和5年版市民カレンダー

情報

介護保険料をお知らせする決定通知は、7月中旬に発送
令和5年度介護保険料と各種軽減制度について

介護保険料について

介護保険は、認知症や身体機能の低下などによって介護が必要と認定された人が、介護給付の範囲内で、介護や介助、機能訓練などのサービスを受けられる制度です。皆さんに納めていただく介護保険料は、介護保険を支える大切な財源です。

65歳以上の人の介護保険料

被保険者本人の前年の収入、被保険者本人および世帯員の当該年度住民税課税状況などに基づき、介護保険料を決定します。

※土地建物の譲渡所得がある人は、特別控除後の所得が保険料算定の指標となります。

■支払方法

- ①年金額が年額 18 万円以上の人は、特別徴収（年金からの引き落とし）
- ②年金額が年額 18 万円未満の人、年度途中で 65 歳に達した人、転入した人は普通徴収（納付書での支払い）

※普通徴収の人で、口座振替での納付を希望する場合は、市内の金融機関・郵便局へお申込みください。

※特別徴収・普通徴収を変更することはできません。

介護保険料の減額について

世帯の生計を主として維持する人の収入が、失業などにより著しく減少した場合や、住民税非課税世帯で、生活保護基準額程度の収入、預貯金が 100 万円未満であるなどの要件に該当する人は介護保険課にご相談ください。

介護保険の利用方法について

介護サービスを利用するためには、要介護などの認定を受ける必要があります。介護が必要になった場合は、申請をお願いします。

☑65歳以上の人、40歳～64歳の特定疾病の人



40歳～64歳の人介護保険料

加入している医療保険（健康保険）に医療保険分と合わせて納付します。医療保険によって保険料の金額や納付方法が異なりますのでご注意ください。

利用料や食費・居住費（滞在費）の負担を軽減する制度

軽減や助成の制度	対象	内容
介護保険施設における食費・居住費の負担減額	住民税非課税世帯で、資産などが一定の要件に該当する人	介護保険施設入所（短期入所を含む）における食費や居住費（滞在費）の負担額の減額
社会福祉法人等利用者負担額の軽減	社会福祉法人などが提供する通所、訪問サービス、短期入所サービスを利用している人、特別養護老人ホームに入所している人のうち、住民税非課税世帯で前年の年間収入が単身世帯で150万円以下の人など	利用料、食費・居住費（滞在費）が軽減されることがあります
介護保険居宅サービス等利用者負担額の助成	通所、訪問サービスなど、在宅のサービス（住宅改修、特定福祉用具販売を除く）を利用している人のうち、毎月の世帯収入が生活保護基準額程度の収入である人	月ごとの利用料から3,000円を差し引いた額の2分の1に相当する額を助成

※判定に用いる収入は、親族からの仕送りや遺族年金などの非課税収入も含まれます。借家などの不動産収入がある場合には、別途収入を算出し、資産保有にも制限があります。

☎介護保険課 ☎ 983・2607